

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第4号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前							
別表第7 大学教育職給料表級別標準職務表（第3条関係）							別表第7 大学教育職給料表級別標準職務表（第3条関係）							
職務の級		標準職務					職務の級		標準職務					
略							略							
1級		助教又は助手の職務					1級		助手の職務					
別表第12 医療職給料表(二)級別資格基準表（第4条関係）							別表第12 医療職給料表(二)級別資格基準表（第4条関係）							
職種	学歴免許等	職務の級					職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級			1級	2級	3級	4級	5級	
略							略							
歯科衛生士	短大3卒		<u>1</u>	<u>5</u>	別に定める	別に定める	歯科衛生士	短大卒		2.5	5	別に定める	別に定める	
		<u>0</u>	<u>1</u>	<u>6</u>						0	2.5	8		
	短大2卒		2.5	5	別に定める	別に定める				0	2.5	8	別に定める	別に定める
高校専攻科卒			4	5	別に定める	別に定める	高校専攻科卒			4	5	別に定める	別に定める	
		<u>0</u>	<u>4</u>	<u>9</u>					<u>0</u>	<u>4</u>	<u>9</u>			
略							略							
備考 略							備考 略							
別表第14 大学教育職給料表級別資格基準表（第4条関係）							別表第14 大学教育職給料表級別資格基準表（第4条関係）							
職種	学歴免許等	職務の級			職種	学歴免許等	職務の級							
		1級	2級	3級			1級	2級	3級					
略							略							
助教 助手	大学卒				助手	大学卒								
		<u>0</u>					<u>0</u>							

	短大卒		
	2.5		

別表第22 医療職給料表(二) 初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
略		
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給
略		

備考 略

別表第24 大学教育職給料表初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助教 助手	博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	1級37号給
	博士課程修了	1級29号給
	修士課程修了	1級13号給
	専門職学位課程修了 大学6卒	
	大学卒	1級1号給

	短大卒		
	2.5		

別表第22 医療職給料表(二) 初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
略		
歯科衛生士	短大卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給
略		

備考 略

別表第24 大学教育職給料表初任給基準表 (第11条関係)

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助手	博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	1級37号給
	博士課程修了	1級29号給
	修士課程修了	1級13号給
	専門職学位課程修了 大学6卒	
	大学卒	1級1号給

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。